

2020年4月7日

お得意先様各位

城東テクノ株式会社  
西日本営業部

### 緊急事態宣言発令に伴う営業時間変更についてのお知らせ

拝啓 貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、政府より特措法に基づく緊急事態宣言が発令され、対象エリアの都道府県知事による緊急事態措置の実施の運びとなりました。当社の対応といたしまして、新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止の観点から対象エリアの営業拠点において時差出勤、時短勤務を導入させて頂く事にいたしました。本件実施に伴い、当面の間、下記の通り営業時間を変更させて頂きますことをご連絡申し上げます。

お得意先様にはご不便をお掛け致しますが、何卒、ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

##### 1. 対象拠点

大阪支店（金沢出張所、京都出張所、姫路駐在所の受注業務を含みます）  
福岡営業所（鹿児島出張所の受注業務を含みます）

##### 2. 実施期間

2020年4月8日（水）より当面の間

※営業時間の短縮を終了する際は、改めてご案内いたします。

##### 3. 営業時間

（旧）9：00～12：00、13：00～17：30

（新）10：00～12：00、13：00～15：00

※上記営業時間内にて迅速に受注業務を行います。受注量によっては受注日中の納期回答が困難な場合がございます。何卒、ご理解頂けますよう宜しくお願いいたします。

以上